

平成29年度 第1回桜井市地域公共交通活性化再生協議会会議要旨

- 日 時 平成29年4月25日（火）午後3時30分から
- 場 所 桜井市役所2階 大会議室
- 出席者 協議会委員13名（うち、代理出席者3名） 事務局4名
- 会議内容

挨拶 桜井市副市長 笹谷 清治

議案説明

1) 平成28年度の事業報告について

【事務局説明】

- ・ 資料により説明

【意見】

- ・ 特になし

異議なく、承認される。

2) 平成29年度の桜井市公共交通について

【事務局説明】

- 資料により説明

【意見】

- デマンドタクシーの運行時刻の変更と乗降場所の追加に関して、運輸支局に届出が必要か。
 - ・ 今回の協議会で承認され、決定されたということで、届出いただきたい。【「4）公共交通の利用啓発について」において、改めて運輸支局より説明】
- 利用が少ないため北循環路線を廃止するとのことであるが、実際の利用人数を知りたい。
 - ・ 平成27年6月から10月までの輸送実績は8001人で、一便あた

り 2.6 人となる。一方で西北部循環は一便あたり 5 人の輸送実績であり、利用者は増加状況にあることから、北循環路線を西北部循環路線に統合することとなった。

- デマンドタクシーの乗降場所に市役所を追加する場合、費用として 500 円追加請求したい。また、その場合運輸支局と道路運送法や補助金関係について調整する必要があるか。
 - ・市役所を経由した場合にかかる 500 円の追加費用については、利用者ではなく市が委託料の中に含めて負担する。
 - ・市が負担する場合、道路運送法上の届出は必要ないが、地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画には反映させる必要がある。
 - ・距離等の変更はないので、文言として計画の目的・必要性の項目の中で変更を示している。詳しくは、次の議事で審議いただく。
【後ほど、「4) 公共交通の利用啓発について」で、運輸支局から改めて説明】

異議なく、承認される。

3) 地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画の変更について

【事務局説明】

- 資料により説明

【意見】

- 特になし

異議なく、承認される。

4) 公共交通の利用啓発について

【事務局説明】

- 資料により説明

【意見】

- 昨年度より実施しているインバウンド向け周遊チケットの実績はどうか。
 - ・昨年の 12 月より配布したため、シーズンの関係もあり、猿沢インでの配布数は 10 枚程度にとどまっている。しかし 6 月（予定）か

ら、猿沢インで桜井に関するキャンペーンが開催される予定である。このキャンペーンでは、さくらいブランドをはじめ物産等の展示やイベントの開催が予定されており、この機会にインバンド向け周遊チケットの積極的な配布をはかっていきたい。

- 利用促進に関して、県の支援制度としてバスロケーションシステムや経路検索等の利用環境整備を支援する「安心して暮らせる地域公共交通確保維持事業」がある。昨年度、桜井市から多言語案内板設置の事業に関して申請があったが、諸条件がそろわず取り下げとなっている。この事業の展開に関しては現在どのような状況にあるか。「バスに乗る」ことのハードルを下げ、親しみを持ってもらうことが利用促進に繋がる点から、県としても引き続き支援していきたい。
 - ・ 昨年度、多言語案内板設置事業を立案し、県に申請したが、結果的には補助要件等の関係で取り下げの対応となった。しかし県・国の補助要件が拡充されたとも聞いており、再度事業の構築を進めたい。路線バスも含め、市の公共交通を、インバンドのみならず全ての利用者が利用しやすい状況を作っていきたい。

また、現在地方創生交付金事業の中でインバンド向けのホームページを作成しており、そのホームページの中で、ワンクリックで公共交通の案内へアクセスできるような仕組みづくりをするべく、関係課と調整中である。
- 昨年度、「安心して暮らせる地域公共交通確保維持事業」への申請が取り下げになったのは、予算的な措置をとれなかったからだとしている。今年度は予算面での制約はないという認識でよいか。
 - ・ 昨年は、県の補助要件と、市の想定していた内容に相違があったことが取り下げの理由である。予算については、補正予算で対応する予定であったが、補助がつかないのであれば予算化できないという形になった。今年度は当初予算には計上していないが、補助要綱と市の想定する事業内容が合致すれば補正予算で対応して申請していきたい。県の補助要綱を精査の上、検討したい。
- 【確保維持計画の変更手続きに関して補足説明】地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画には、具体的な変更内容は記載されていないが、全体的な計画の中で変更されているので、桜井市はこの計画変更を届出していただきたい。具体的な変更事項（時間、場所等）は、運行業者から道路運送法の届出をしていただきたい。

- コミュニティバスの再編に伴って、時刻表は作り変えるのか。また、その際はデマンドタクシーとは別のチラシになるのか。利用促進のため、奈良交通路線バスの時刻表や、それにリンクするQRコード等を載せることはできるか。
 - ・ 6月1日からの再編に向けて、現在新しい時刻表を作っている。完成した時刻表は、市広報誌6月号に折込み全戸配布を行う。デマンドタクシーについては地域限定の運行であるので、対象地域のみを利用案内を配っている。QRコードについては、提案いただいた通り掲載したい。

また、時刻表は他市町村でも非常に充実したものが作られている。民間事業者からも広告収入を利用した時刻表作成の提案をいただいているので、来年度以降はコミュニティバスのみではなく路線バスの時刻表も掲載するなど、より紙面を充実させた、使いやすい時刻表を作成していきたい。その際には当協議会でも説明させていただく。
- デマンドタクシーについて、上之郷地区と高家地区には、この変更は既に案内されているのか。交通事業者から案内してよいのか。
 - ・ 今回の当協議会で正式決定された後で、市から区長会を通じて住民の方々に説明させていただく。

異議なく、承認される。